

放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会  
第1回議事録

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

# 第1回放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会 議事次第

日時：平成26年7月1日（火）10:00～12:00

場所：経済産業省別館 1115号会議室（11階）

## 1. 開 会

## 2. 議 事

- (1) 座長の選任
- (2) 主な論点・今後の進め方について
- (3) 現行の地方自治体等における従来の放課後児童クラブの指導員等を対象とした研修の実施状況について
- (4) その他

## 3. 閉 会

○竹中育成環境課長補佐 皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第1回放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして御挨拶を申し上げたいと思います。

本日、石井雇用均等・児童家庭局長が他用務により欠席のため、為石育成環境課長より御挨拶を申し上げます。

○為石育成環境課長 おはようございます。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから、放課後児童クラブを初めとする児童の健全育成に御協力、御尽力をいただいておりますことに対しまして、この場をかりて感謝申し上げます。

御承知のとおり、放課後児童健全育成事業は、子ども・子育て支援新制度におきまして、地域子育て支援の中核事業の一つといたしまして、質の確保が求められ、25年5月に設置した「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」での御議論を経て、平成25年12月25日にまとめられた報告書をもとにいたしまして、本年4月30日に「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」を厚生労働省令として定めております。

現在、地方自治体では、この基準に基づく条例整備を進めていただいているところでございます。

省令基準の第10条で放課後児童支援員に一定の資格要件に加えて、都道府県が行う研修の受講を求めています。放課後児童健全育成事業の質の確保を図ることとしているところですが、本検討会では、事業の質の確保・向上を図るため、この研修の具体的な内容につきまして、それぞれの立場から御忌憚のない御意見をいただきますようお願いをしたいと思います。

簡単ではございますけれども、検討会の開催に当たりまして挨拶と代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○竹中育成環境課長補佐 続きまして、事務局より委員の皆様のお紹介をさせていただきたいと存じます。五十音順に紹介させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、池本委員でございますけれども、本日、列車遅延のため、後ほど遅れていらっしゃるということです。

続きまして、有限会社エムアンドエムインク子どもの領域研究所所長の尾木委員でございます。

淑徳大学総合福祉学部教授の柏女委員でございます。

鎌倉女子大学非常勤講師の野中委員でございます。

静岡県健康福祉部理事（少子化対策担当）の堀内委員でございます。

放送大学名誉教授の松村委員でございます。

仁愛大学非常勤講師の依田委員でございます。

続きまして、事務局側の出席者の紹介をいたします。

先ほど御挨拶申し上げました雇用均等・児童家庭局育成環境課長の為石でございます。

私は、司会を担当しております育成環境課課長補佐の竹中でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず、本検討会の設置の趣旨とその位置づけにつきまして簡単に御説明申し上げます。

この資料の中にも入れてございますけれども、平成26年4月30日に公布いたしました「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の第10条第3項におきまして、放課後児童支援員は、例えば保育士の資格を有する者ですとか、社会福祉士の資格を有する者などの規定でございますけれども、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならぬと規定したところでございまして、今後、その都道府県知事が行う研修を自治体を実施する際に目安となる研修科目ですとか研修時間等の研修内容の検討を国において早急に進める必要があるということでございます。

また、この基準の内容等についての検討が行われました「社会保障審議会児童部会放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」が昨年12月に取りまとめた報告書におきまして、放課後児童クラブの職員の質の向上のための体系的な研修制度のあり方や実施体制というものも検討課題として挙げられておりまして、こうした課題等の検討を進めるために、今般、雇用均等・児童家庭局長の私的懇談会として本検討会を設置したところでございます。

本検討会の説明は以上でございます。

それでは、早速でございますけれども、議事のほうに入らせていただきます。

まず、議事の1つ目でございますけれども、座長の選任を行わせていただきたいと思っております。

事務局といたしましては、放送大学名誉教授の松村委員に座長をお願いしたいと考えておりますけれども、委員の皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○竹中育成環境課長補佐 ありがとうございます。

異議なしという声が上がりましたので、本検討会の座長には松村委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、松村委員、恐縮ですけれども、席のほうへ御移動をお願いいたします。

(松村委員、座長席へ移動)

○竹中育成環境課長補佐 それでは、松村座長から一言御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○松村座長 おはようございます。力不足でございますが、御指名により座長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

この会は「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」という名前がついております。委員の皆様方には、これまでも、放課後児童クラブを初めとして、多くの子育

て支援に関する方策等についていろいろと御尽力いただいているところがございます。ただ、現在、御存じのように、子ども・子育て会議等、あるいは政策に変更があったり、発展を遂げようとしていたり、いろいろな動きがありまして、非常に重要なタイミングだと思いますので、ぜひこの会が有効な実りを持って成果を上げて、全体の今の動きに対してよいインパクトが与えられるようにと願っていますので、どうぞよろしく願いいたします。

○竹中育成環境課長補佐 ありがとうございます。

それでは、以後の進行につきましては松村座長にお願いしたいと思います。松村座長、よろしく願いいたします。

○松村座長 それでは、議事に入りたいと思います。

初めに、本検討会の会議の公開の扱いと資料の確認について事務局から御説明をお願いいたします。

○竹中育成環境課長補佐 それでは、事務局から御説明させていただきます。

まず、本検討会の会議の扱いについてでございますけれども、会議及び資料につきましては、規定に基づきまして公開とさせていただきたいと思っております。

また、議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をいただいた上で厚生労働省のホームページ上で公開させていただきたいと思っております。

続きまして、お手元に配付させていただいている資料の御確認をさせていただきます。本日、資料が多くて大変恐縮でございますけれども、まず、資料1から5までお配りしております。

資料1が1枚紙の「主な論点について」。

資料2が1枚紙の「今後の検討スケジュール（案）」。

資料3が、「地方自治体を実施する従来の放課後児童指導員等を対象とした研修の実施状況について」。

資料4が、「『放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格についての調査研究』について」。

資料5が、本検討会の開催要綱と名簿の2枚紙でございます。

それとあわせて、参考資料といたしまして1から4まで、これまでの報告書等の資料をつけさせていただいております。

また、野中委員から委員のみに配付させていただいている参考資料を一番下に入れておりますけれども、御確認いただければと思います。

資料の欠落等がございましたら、事務局までお申し付けいただければと思います。よろしく願いいたします。

○松村座長 資料はよろしいでしょうか。

それでは、本日の議事進行についてです。本日は第1回でございますので、本検討会において議論を始めるに先立ちまして、まず、今の資料にございましたように、本検討会の

論点と今後のスケジュールについて、資料1と資料2について事務局より御説明をお願いします。

○為石育成環境課長 それでは、資料1、資料2につきまして御説明させていただきます。

資料1「主な論点について」でございます。

「1. 認定研修ガイドライン（案）について」でございます。後でスケジュールがございますけれども、前半期はまずこのガイドライン（案）についての検討を進めていただくこととなります。論点といたしましては、省令基準で定める研修の科目・時間等を設定するに当たって、放課後児童支援員に求められる資質・技能の水準についてどのように考えるか。

2点目が、認定研修の研修科目・時間、その内容の範囲についてどのように考えるか。

3点目が、自治体が従来の放課後児童指導員への研修を実施している状況との整合性についてどう考えるか。

4点目が、支援員が保有する資格と認定研修の受講内容についてどのように考えるか。

5点目が、講師の質や人材の確保をどのように考えていくのか。

6点目が、実施方法として直営・委託等についてどのように考えるか。

こういうことを御議論いただきたいと考えております。

また、検討会後半になりますけれども、職員の質の向上のための研修ということで、現在実施いただいている現任職員の質の向上のための効果的・効率的な研修の実施方法について御議論いただきたいと思っています。

「3. その他」でございます。特に※で書かせていただいておりますが、本日の参考資料4になりますけれども、「産業競争力会議 課題別会合」のときに私どもから提案をさせていただいたものが、成長戦略の見直しという形で6月24日に閣議決定されております。その中に、子育て支援員制度があり本日参考資料をつけております。今後、この子育て支援員につきまして検討の場が設置される予定になっております。今現在、設置という形になっておりませんが、ここのワーキングチームにおきましては、この資料の一番最後のページのところで見ていただきますと、共通研修とそれぞれの分野ごとで一定の専門研修を受けていただく形になっております。それぞれの専門研修の部分につきましては、基本的に、今後、ワーキングチームを立ち上げて検討することを考えており、放課後分野の専門研修は、本検討会に担当していただくことを前提に考えておりますので、御了解をいただいております。

この検討の場の設置が具体化しましたら、また御報告をさせていただきながら進めさせていただきますと思っています。

続きまして、資料2「今後のスケジュール（案）」でございます。「主な論点について」のところ御説明したとおり、第1回から第4回までというのは基本的に認定研修ガイドライン（案）の取りまとめを優先させていただきたいと思っております。※で下のほうに書いてございますが、1点目で、認定研修ガイドライン（案）については、取りまとめ後、

都道府県等に通知する予定にしております、できるだけ来年度からの体制を進めていただけるような環境で提示させていただきたいと考えておるところでございます。

まず、1回目は、地方自治体における指導員を対象とした研修の実態等を踏まえまして、本日の資料に入れております研究成果等について全体的に共有認識を図った上で、フリートーキングということで本日はお願いをしたいと考えております。

第2回目以降ですけれども、2回目は研修体系、研修科目、時間（講義・実習）などにつつまして御議論いただきたいと思っております。

3回目は8月になりますけれども、保有資格に応じた科目免除の内容、あるいは講師の選定基準・方法、いわゆる質を担保するための水準についてどのような整理をするかということも御議論いただいて、4回目の8月下旬に、認定研修ガイドライン（案）という形での取りまとめをしていきたいと考えております。

5回目以降は、職員の質の向上のための研修方法等について、①、②、③という形で、10月下旬をめどに第7回を実施し、論点を整理していきたいということでございます。

下のほうにございます※2の、先ほど御説明した子育て支援員に関する研修内容についての検討も4回目以降のところでも御議論していただきたいと考えているところでございます。

主な論点、今後の検討スケジュールについては以上でございます。

○松村座長 ありがとうございます。

今、課長のほうから説明がありました資料1と資料2に関して、まず、委員の皆様から御質問がありましたらどうぞ。いかがでしょうか。

（池本委員入室）

○松村座長 今、池本委員が到着されました。

大変でしたね。今、もう進めさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

特に御質問ございませんか。

それでは、先に進めさせていただいて、まず前半でできるだけ事務局から資料を説明していただいて、後でこの第1回会議ではゆっくりと全般についてフリートーキングを45分ぐらいするという時間構成になっておりますので、まず、資料の説明を伺いたいと思っております。

続きますので、議事の（3）に移らせていただきます。

まず、地方自治体が実施する研修の実施状況につつまして、資料3をもとに事務局より説明していただきますので、よろしくお願いたします。

○為石育成環境課長 それでは、資料3について御説明させていただきます。

この調査は、24年度に前年度の実績として調査をしたものでございます。したがって、内容的には23年度の方でございます。調査対象は108自治体でございます、「2. 調査結果概要」の※の1点目でございます、自治体からの回答が107で、1中核市が未実施という結果でございました。

実施形態につきましては、直営、委託、補助という形をとっております。1つの自治体で複数の実施形態をとっているものもございますので、合計は100%となりませんが、直営では半分以上、委託で半分弱というような形での研修の実施体制になっております。

科目については別紙でございますが、「(3)対象者について」の放課後児童指導員の枠を見ていただきますと、一番上にあります初任者のところが約半分、一番下の採用予定者というところが大体5割ぐらい、その他の中堅、主任、障害担当という一定のキャリアを持った方たちのところを対象に8～9割実施されているところでございます。

「(4)開催回数について」は、1自治体当たり平均年12回。これは平均でございますけれども、月1回程度という形になっております。

国庫補助についても8割ぐらいの自治体が活用しながら実施しているという状況でございます。

「(5)募集人員・参加人数について」は、100をちょっと超えた人員での実施になっていて、9割近い方が参加いただいているということでございます。

1ページめくっていただきますと、先ほどちょっとお話しさせていただいたものでございますが、「研修内容・科目別時間数について」でございます。多様な形で講義を進めていただいております。特に実施時間別割合のところ、または実施自治体別割合のところに①から⑤までの順位が振ってございますけれども、これは自治体として比較的多く取り組んでいるものに順位をつけてございます。1番目が発達障害児など配慮を必要とする子どもへの支援、2番目が基礎的なところ、3番目が子どもの発達の理解、4番目が事故・けがの対応、5番目が遊び支援・仲間づくりというような形の講義を中心としたものになっています。

そのほか、演習につきましては、個別支援、集団援助、地域福祉という形で進めていただいております。ゲーム、遊び、表現活動、実習なども一定数見られているというような状況でございます。

その次から個別の県を5カ所ほど、自治体の御了解をいただきまして、参考という形で資料を提示させていただいております。

宮城県でございますけれども、放課後児童クラブと教室とのネットワークづくりの機会の提供、あるいは推進を目指すことを目的といたしまして研修を実施していただいております。

対象は、当然、放課後児童クラブの指導員と放課後子供教室の指導に携わっている方。

共催といたしまして、宮城県の教育委員会だとか、県の児童館連合会などの参画もいただいているということでございます。

開催内容は、場所を変えて、ゲーム・遊びに関するものや、障害のある子もない子も一緒に遊ぼうというような形でのテーマ設定をして、実技研修を中心に実施いただいております。

2ページですが、26年度では児童館・放課後児童クラブ新任職員研修会というのも実施

していただいています。基礎的な知識と技能を習得する機会を提供するというものでございまして、2日間に分けてやっておりますが、基本的には講義を中心とした研修になっております。内容のところで見られるとおり、講義Ⅰ「健全育成論」、講義Ⅱ「人を育てる人を、育てるコーチング」、2日目に講義Ⅲとして「児童館論」、講義Ⅳ「放課後児童クラブ論」というような形での講義中心でございます。

次は、埼玉県でございます。埼玉県におきましても放課後児童指導員研修会を実施しております。全体会で講義を設けまして、午後、分科会ということで18分科会を設定しております。次のページに分科会の内容がございますが、やはり実践を中心にしたテーマを設定しながら分科会での討議を進めているという形態で実施されております。

もう一枚めくっていただきますと、25年度埼玉県放課後児童クラブ新任指導員研修会というのがございます。これは、県の学童保育連絡協議会との共催の事業でございます。新任指導員を対象にしておりますが、講義1、2、3とございますとおり、やはり実践を中心にしたテーマ設定をして、実務者を招いての講義というような形になっております。

1枚めくっていただきますと、障害児担当指導員の研修も設けられておりまして、特別な配慮を必要とする児童の理解と支援ということで、療育センターから施設長さんに来ていただいてお話をお聞きするというような形でございます。

続きまして、静岡県でございます。本日は堀内委員に御出席いただいておりますので、もし補足があればまたお願いをしたいと思います。内容としては、指導員とボランティアなどを対象にした研修を進めていただいております。また、プランの関係でいきますと、教室と児童クラブそれぞれの担当者、指導員が両事業を相互に受講できるような連携を図って実施していただいていることや、障害児対応指導者の資質の向上に努めるための研修を実施いただいております。

1枚めくっていただきますと、指導員等の研修でございますが、地区を設定して2日程度実施するというところで、7点目に研修内容がございますけれども、事例発表や講義等を含めた時間配分をしながら進めていただいております。

めくっていただきますと、事例発表の内容だとか講義等について一定数そこに整理をさせていただいているところでございます。

あと、実施計画というのもございます。これは、報償費だとか旅費だとかという部分もございますけれども、講義の内容が出ておりますので、それぞれ参考につけさせていただいております。量的にかなりありますので、説明は省かせていただきたいと思います。

続きまして、岡山県でございます。岡山県では、子どものかかわり方や遊び等について具体的な知識、方法を学ぶということを目的といたしまして、全体会、分科会というようなスタイルで進めていただいております。1日の研修体系では、やはり全体会として講演をいただいて、分科会の設定をしていただいております。

続きまして、佐賀県でございます。プラン研修会の対象者は、コーディネーター、安全

管理員、放課後児童クラブ指導員、行政担当者などを含めた研修になっておりまして具体的な内容については、「放課後児童の現状と課題」をテーマとした指導員の方の講演やワークショップという形での進め方をさせていただいているということでございます。

全体の中から少しピックアップして、資料としてつけさせていただきます。

資料についての説明は以上でございます。

○松村座長 ありがとうございます。

今回は、重ね重ねなのですが、研修企画検討会なので、1年にわたって研修企画のことを考えていくときの私どもの頭の中に入れておく一つの実態として、どのようなことが行われているかということについての御説明をしていただきました。

特に全国調査と、宮城、埼玉、静岡、佐賀についてピックアップして御説明していただいたわけですが、堀内委員がいらしてくださっているので、何か御説明いただけますか。

○堀内委員 当県の資料はちょっと細かくて恐縮でございますけれども、県が東西に長いということで地区を分けての研修となっております。

それから、発達障害児に対する不安が大変多くなっているということで、これ以外に放課後児童クラブ指導員実地研修というものをやっております。これは、臨床発達心理士会から希望するクラブに専門アドバイザーを派遣して、実際に指導員が障害児に対してどのような対応をしているかというのを何日か見て、それに対して具体的な指導・助言をするという研修を始めております。全体で569クラブあるのですけれども、そのうち50カ所程度のクラブで実施しているという実態がございます。

以上です。

○松村座長 ありがとうございます。

いろいろな問題に対して精力的に対応していただいているということですが、ほかの委員の先生方から、どのことについてでもよろしいですので、御意見なり、補足なり、質問なりございましたら、どうぞ。いかがでしょうか。

この資料3の調査は23年度ということですが、もちろん、これが最新ですよ。

○為石育成環境課長 はい。これが最新の調査になります。

○松村座長 多少動いているところはあるかもしれませんが、大きな枠としてはこういう流れでということですか。

○為石育成環境課長 そちら辺は多少変更はあるかと思いますが、おおむねこの様な状況ではないかと思われま。

○松村座長 よろしいですか。

柏女先生、いいですか。

○柏女委員 大丈夫です。

○松村座長 それでは、資料の説明が続きますけれども、ちょっと辛抱して聞いていただいた後で全体的な討論をいたしたいと思っております。

次に、資料4の調査研究の内容につきまして、野中委員から15分ほどお願いします。

○野中委員 野中です。よろしく申し上げます。

資料4の「放課後児童指導員に求められる資質・技能と資格についての調査・研究」について簡単に報告をさせていただきます。

この調査・研究は、概要版の4行にありますように、厚生労働科学研究として3年間取り組まれたものの3年目の報告部分です。実際の調査の経過は最初の「調査研究の目的」のところに書きましたので、お目通しをお願いしたいと思いますが、第1・第2年度は、放課後児童クラブに通う子どもにとって望まれる支援の内容を明らかにすることを目的としました。この内容につきましては、第3年度と並行して進めました参考資料3「放課後児童クラブの運営内容に関する調査研究」にあります「改定版・放課後児童クラブガイドライン」の中に反映していただいております。その内容をさらに3年度の研究にフィードバックしまして、そのことをベースにしながら5点ほどにわたって研究を進めたということでございます。

第3年度の調査の内容について項目を読ませていただきます。

1点目、放課後児童指導員に求められる資質・資格要件等を明らかにするための前提を「改定版・放課後児童クラブガイドライン」によって概括をしました。このガイドラインの改定版と今回のこの調査はインターネットに全文公表されておりますので、そちらのほうもお確かめいただければと思います。

2点目、放課後児童クラブに子どもを通わせている保護者が放課後児童指導員に求めているものについて、本調査研究が第2年度に子どもにとって望まれる支援についてのアンケート調査をしたのですが、そのときの回答の中から保護者部分のアンケートを再度分析させて、この研究の中に反映させるようにしました。

3点目、放課後児童指導員自身がどのような資質・技能を必要と考えているかについて、放課後児童指導員の手記を集めまして分析をしました。

4点目、放課後児童指導員の現状について概括するとともに、自治体が行っている研修を概括しました。この内容は後でもう少し申し上げますが、今、事務局から報告があった内容と現状はほぼ同じ内容で把握しております。

5点目に、こういう作業をもとにして、今回、省令で記述されました「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第38条第2項の内容について考察をした上で、今後必要な資格・研修等について考えるという検討を行い、提案をしました。

この場では④と⑤を中心に報告をしますが、①、②、③につきましてもこの委員会での検討を進める際の基礎的な資料として活用いただけたらと思いますので、後ほど本文のお目通しをお願いしたいと思います。

特にこの放課後児童クラブに通う子どもへの育成・支援の内容ということに関しましては、今回の放課後児童クラブの質を考えるという意味での指標になる事項だと思います。そのことについては参考資料の項目にも詳しく書いてありますので、その「改定版・放課後児童クラブガイドライン」とあわせてお読みいただければと思います。

一例を申し上げますが、新システムの中では、放課後児童クラブについて需要の調査をしましてそれに対する供給体制を組むという話の中で、小1の壁ということが大きく取り上げられております。受け入れの人数をどのように拡大するのかということが焦点として取り扱われておりますけれども、質を考える場合に、そのようにして受け入れた子どもたちがそこでどのように過ごしているのかということが大きな問題になると思います。

私が別の調査で行ったものでは、残念なことなのですが、例えば本当に必要とされる1年生、2年生の子どもたちの中でも、転居だとか、保護者が就労をやめたということによらない、必要であるにもかかわらず退会をしている状態とか、長期の欠席の状態になっているというのが相当数ございます。この問題を正面から捉えなければ本来の質ということとは担保されないと考えますので、この「改定版・放課後児童クラブガイドライン」の中では、子どもにとって必要な支援の内容の一番最初の項目。概要版の2ページ目の左側のほうに書いてありますが、子どもが進んで放課後児童クラブに通い続けられるような環境の整備と、保護者、放課後児童指導員の連携による支援があるということをも第一の課題に挙げております。

この詳しい内容については参考資料の改定版のほうに書いてありますが、こういうことも含めて共通認識を持っていただいて、その指導員の研修をどうするか、資格の問題をどうするかということも考えることが必要ではないかと考えております。

それでは、先ほど申し上げましたように、④と⑤について話をさせていただきます。

④の自治体の研修の実態のことですが、本文の22ページに項目を設けてございます。先ほど申し上げましたが、この調査の中でも、資料3として先ほど事務局から報告をいただいた内容と、私がこの研究の中で把握した内容はほぼ一致した内容でした。ですので、お話にありましたように、多少内容の変化はあると思うのですが、この間、大まかにはこの内容で自治体での研修が進められていると理解することができると思います。

全体を見ますと、科目自体には放課後児童指導員に求められる知識や技能がほぼ取り入れられているのです。問題は、この科目が一人ひとりの放課後児童指導員にとって体系的に学べるようには組み立てられていないということ。それから、自治体の研修自体が一つひとつのテーマごとに行われていますので、それが構造的に整理されて行われていないという研修自体の構造的な問題と、一人ひとりにとっての体系的な学習として組み立てられていないということが課題であると考えました。

先ほど堀内委員のお話にもありましたように、今回のこの調査の中からは、放課後児童指導員同士の実践の発表とか意見交換・交流とか、そういうものから刺激を受けたりすることが多くあったということがありました。専門家と現場の職員との協働による研修というのはとても効果が高いということもわかりましたので、座学としての一方通行の研修だけではなくて、そういう双方向のことを含めた研修の体制も今後考えていく必要があるのではないかと考えました。

次の⑤のところです。資格・任用の問題は省令で決まりましたので、直接、今回のこの

研修の課題ではないのですが、確認の意味で少し話させていただきます。

「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の第38条につきまして、児童の遊びを指導する者という形で表現されていたものですから、そのことがひとり歩きしていた感があり、この条文自体の成立から現在までの経過について詳細に検討させていただきました。それが本文の24ページからのところでございます。

特に省令第10条の3第3項のところ、いわゆる高校卒業以上の者であって、大学・専門学校も含むのですが、保育士だとか教育とか、該当するほかの項目に該当しない人たちは、今は補助員ということで2年間の経験が必要だということをどのように考えるのかということについては、法律が最初に出された当時と今までの経過の問題を含めて捉える必要があると思いましたので、少し書かせていただいております。

適用に当たっては、これは横断的な規則なので、枠をはめるということは難しいと思えますけれども、5月28日に出された課長通知がこの第3項にも参照されるのではないかと考えておりますので、あわせてお目直しをお願いできればと思います。

基本的には放課後児童クラブの職員の資質というように考えたときに、2ページに書いてありますように、3点。

1点目は、子どもが小学校に通う期間に子どもの身近にいて、その育成支援を行う放課後児童指導員には、子どもから信頼される存在となり得ることが必要であり、それには豊かな人間性と倫理観を備えた教養が求められる。

2点目は、児童期の子どもの遊び及び生活の理解と、保護者が就労により昼間家庭にいない、疾病・介護などによる昼間家庭での養育ができない家庭への理解に基づいた放課後児童クラブにおける子どもの育成支援を行う知識と技能が求められる。

3点目は、常に自己研さんに努め、放課後児童指導員と子ども・保護者との信頼関係を築くとともに、放課後児童指導員同士の信頼関係を形成して、地域の子育てにかかわる機関や人々からも認められる存在となることが求められる。

これが、今回、資格・任用等を考える際の前提になる放課後児童指導員に求められる資質・技能と考えました。

そういう点で考えますと、今、働いている方々を資格認定するためには都道府県独自の研修が必要だということでこの検討会が持たれているのですが、そのことも一緒にあわせて提起させていただいたというのがこの研究でございます。

具体的な研修の案も概要版の4ページのところに出させていただきました。これについて手短かに話をさせていただきます。

この資料は、先ほどの都道府県が行った研修とか、これまでのさまざまな民間団体等の研修もでございますので、そういうものも含めながら、現任研修として、今、働いている人たちがスキルアップを図るために必要な基礎的なものはどういう項目かということをもとめたものです。これは基礎研修として考えましたので、科目の中には、市町村が行う初任者研修とか、今回、省令で決まりました補助的な指導員に対する研修の内容も含まれてい

るものですので、多少すみ分けが必要なのではないかと考えています。

もう一点は、現任研修を想定して作成したものですので、実習はこの内容に含まれていません。資格研修とする場合は採用前研修が必要ということも視野に入れる必要が生じると思われますので、この部分はこの中では検討しなかったということが2つ目にあります。

それから、ほぼ30時間を超えない範囲を考えた理由です。これは現任研修を前提にしたこともあるのですが、現在勤めている方々を対象として、そこに資格を付与するということを想定した場合、泊りがけでやるとか長い日数をかけてやるとかというのは、実際にはほとんどの人が物理的に不可能です。その点を考えたときに、やはり30時間を超えないことが限度かなと考えました。

今回の場合でも、平成32年までは経過措置をとるということで、その間は、今、勤めている方の資格のために行われる研修の割合が9割を超えるというか、ほとんどだと思えますので、今回の検討に当たっても参考にさせていただけるのではないかと考えました。

大ざっぱになって申しわけないのですが、今回のこの検討に当たって、参考として視野に入れていただくローデータを用意させていただいたという意味で報告をさせていただきます。

以上です。

○松村座長 どうもありがとうございました。

今、ガイドラインに関する研究の中で、かなり具体的に、研修の科目だとか体系、また研修の形態、座学なのか実習なのかということとか、さまざまな形・経路というか、今までの経験なり資格なり持っていらっしゃるような方も含まれていますので、そういう方々をどのように一定の放課後児童クラブ指導員として必要なレベルなり内容に引き上げていくか、あるいは担保していくかということが具体的な形で見えてきたのではないかと思います。

どこからでも結構ですので、委員の先生方から質問がございましたらどうぞ。いかがでしょうか。

後のフリートーキングでいろいろ出てくると思いますが、研修の内容というのは、放課後児童クラブをどのようなものにしていくのかということとかなりリンクしていると思いますので、そういう御関心のある、放課後児童クラブが一体どういうものであるのか。野中委員の報告にもありましたが、途中で、親の就労などではない理由でやめていくとすると、これは、必要としている子どもに充足されていないということがなぜ起こるのかということにも関連してきて、個々の指導員の方々の問題ではなくて、全体として放課後児童クラブの内容の設定の問題ともかかわってくると思いますので、高所大所、あるいは細部でも結構ですので、何かございますでしょうか。

尾木委員、いかがですか。御意見でも御感想でもどうぞ。

○尾木委員 今、後のフリートークでどういう話をするかということを考えながらお話をお聞きしていました。しばらくの間はやはり既存の支援員が対象になるのだろうというこ

とも踏まえて検討していくことが必要になるのですけれども、そのときに、時間数をどのくらいに設定するかということも非常に大きいことでしょうし、参加している人がもう既に実施している方なのか、それともこれから始められる方なのかによって、同じ科目であってもその内容を少し調整していくことが当座は必要になるのかなと思いました。

もちろん、お話しいただきました子どもへの育成支援の内容ですとか、放課後児童指導員に求められる資質・技能ということをきちんと伝えていく。多分、この認定研修のところではまず基本を押さえて、実践的なところはまた現任研修の中でもやっていけることだと思いますので、その一番最初の取っかかりで必要最小限のところを認定研修に組み込むことになると思います。もちろん、研修の内容というのは多ければ多いほどいいですけれども、時間的なことや実施体制のことを考えたときに、ある程度絞り込んでいく必要があるのではないかとこのことを感想として思いました。

○松村座長 ありがとうございます。

大変重要な御指摘をいただいたと思うのですけれども、幾つもの県のレベルでの研修、市町村のレベルでの研修、あるいは民間の研修とか、いろいろな研修があるわけですから、この会で、どの時点での何を絞ってやればいいのかということは本当に重要なことだと思います。これとこれが必要だということと同時に、先ほどの野中委員の発言にもありましたけれども、どういう体系でどういう構造で研修していくかということがつくられる必要があるのでしょうかね。

池本委員、感想なり、何かありますか。

○池本委員 野中委員の、資料の24ページからの「『児童の遊びを指導する者』の規定」について、私、この辺は余り勉強しなかったのです。あと、最後に、この名称を変更することも検討する必要があるというようなことも書かれているのですが、今、ちょっと読み切れないので、このあたりをもう少し御説明いただけると。素人としてお願いできればと思います。

○松村座長 ありがとうございます。

では、今の補足をお願いします。

○野中委員 名称の問題につきましては、柏女委員からも発言をお願いしたいのですが、もともとは「児童厚生員」ということでスタートしまして、「児童の遊びを指導する者」というのは、児童厚生員とは何であるかということの括弧書きの説明文として、法がスタートしたときに書かれていた文章なのです。平成10年の改正のときにその「児童厚生員」という資格名称を外したわけです。そして、その説明規定だけをそこに残したといういきさつがあります。

それから「遊びを指導する」という言葉は戦後すぐのときにつくられた言葉ではあるのですが、実際にそのことについてはさまざまな議論もありまして、38条2項全体を概括する用語というか、説明文として適切なのかという問題もあるように思います。

児童館の職員の場合も、新しいガイドラインが2011年につくられましたけれども、そこ

の中では、児童館の職員の仕事というのは、遊びの指導ということにとどまらず、家庭支援も含めたいろいろな意味での地域での子どもの育成・支援にかかわることの必要性が強調されていますし、放課後児童クラブのガイドラインの研究の中でも、仕事の内容を総称してまとめたときに、放課後児童クラブに通う子どもの育成・支援としてまとめましたので、概念としては広い。それで、実際にここにいる人たちの資格も、保育士であったり、教員であったり、社会福祉士であったり。そのような方たちも含めて、内容的にも範囲的にも広いもので、放課後児童クラブもそのような広いものを扱うということがあるので、率直にこの中で提起をさせていただいたということです。

制度的なことは、柏女委員、お願いできますでしょうか。

○松村座長 では、柏女委員、お願いします。

○柏女委員 今、野中委員がおっしゃったとおりです。この28ページの注の23に書いてありますけれども、地方分権推進委員会の勧告の中で、児童厚生施設の児童厚生員について、名称は各自自治体でつけばいいのではないか、その業務を書けばいいのではないかということで、省令ではこの「児童厚生員」が上がりました。もちろんほかにもたくさんあるので、すけれども、「児童厚生員」がやり玉に上げられました。それが「児童の遊びを指導する者」です。いわば規制緩和の一つとして上げられたということだと思います。

○松村座長 ありがとうございます。

池本委員、よろしいですか。

では、後でフリートキングのときにゆっくり出していただければと思います。

それでは、今の野中委員の説明についての質疑は終わらせていただいて、今回第1回ということですので、この検討会の全体の流れは先ほど課長から説明がありましたけれども、これからやっていくことをちょっと見据えた上で、また、もっとベーシックなところでも結構なのですけれども、少し自由に、こんなことが問題なのではないかとか、今、資料に出てきたことで、今、池本委員からもありましたように、タームの問題等もあると思いますし、出していただけたらと思います。よろしくをお願いします。

では、最初に依田委員、何か。

○依田委員 意見と申しますか、質問になるかもしれませんが、子育て支援員との関係性でございます。こちらの共通研修10時間程度などがどういったタイムテーブルで決まってくるのか、そのあたりのこの検討会との連動といいますか、そこが少し見えにくいなど思いながら聞いておりましたので、そこをもうちょっと御説明いただきたいと思えます。

あと、保育士、教員、社会福祉士など、学んでこられた前提がかなり違う方々に対して、あるいはいわゆる無資格で従事されている方々の研修の科目や時間数による峻別をどのように捉えていくのか。ここでの議論になろうかと思えますけれども、大変深い考察なり検討が必要になるのだなという自覚のようなものを感じておりました。

どうでしょうか。もし事務局のほうで何かイメージでもあれば、お聞きできればと思い

ます。

○松村座長 ありがとうございます。

子育て支援員についての議論も後々入ってくると思うのですが、位置づけとこの検討会での進め方等の問題が微妙にあると思いますので、その辺も含めてお願いします。

○為石育成環境課長 子育て支援員の関係につきましては、現在、局の中で、どのような形で進めるのかも含めて整理をしているところでございます。今の段階ですが、今後の進め方として、先ほど、今後のスケジュールの中で、第4回までは基本的に認定研修ガイドラインの取りまとめを優先させていただいて、そのあたりから子育て支援員の関係の議論が入ってくるのではないかとというような御説明をさせていただきました。時期的には大方そのような形で進むのではないかと見ております。

これは正確に決まったわけではございませんけれども、今の段階でまだワーキングチームが設置できておりません。あるいは本委員会を設置して、さらにワーキングチームを設置するという形で進むとすれば、そういう時期になるのではないかとという目測を含めて、ちょっと御案内をさせていただいたという状況でございます。

いずれにしても、これも27年度からのスタートとなっておりますので、自治体を含めて、こういった研修体系を用意することも当然出てまいりますので、一定の準備期間を含めますと、秋には示しておかないといけないことになるのではないかと考えているところでございます。

○松村座長 ありがとうございます。

やはりちょっとはっきりしないというところはあると思うのですが、微妙なタイミングというのがあって。ただ、こちらはこちらで放課後児童クラブの指導員の認定研修をきちんとして、後でどこが子育て支援員と被るかという整理をしていけば、子育て支援員の場合は、ほかの保育とかいろいろな分野と重なっていますので、ここで先行して議論するわけにはいかないというのが、多分、今の課長の説明の中にある。ですから、まずは放課後児童クラブ指導員として何が必要なのかということとを先行で検討していこうと。そこで、子育て支援員が入ってきたときに、では、どこがオーバーラップしていて、どこをベースとするかみたいな整理の仕方ではどうかということで、事務局、よろしいですか。

○為石育成環境課長 はい。

○松村座長 では、そういうことでよろしいですか。

○依田委員 ありがとうございます。

○松村座長 では、少し自由に。

どうぞ。

○柏女委員 今、大体御説明いただいて、既存の研究についても御報告をいただいたのですが、その中で、この議論を始めるに当たってどんなことを押さえておかなければいけないのか、どういうところに目配りをしなければいけないのかということをお考えながらお話を伺ってございましたので、少し長くなりますけれども、私の考えをまず述べさせて

いただきたいと思います。

まず、今回のものは資格認定のための研修だということ、しかも、それは放課後児童支援員の養成ということですので、今の子育て支援員の話とは直接にリンクしないものだろう。子育て支援員のほうは補助員としての資格認定にかかわる話です。ただ、その補助員の研修カリキュラムについては、もしかしたらこの放課後児童支援員の研修の中身が一部入る方とは思いますが、直接にはリンクしないので、淡々と進めていっていいのではないかと思います。

その資格認定研修を受けられる方は、50%以上の方が保育士か教諭等の資格をお持ちであるということ。その他は、さまざまな人生経験、あるいは仕事の御経験もお持ちであるという方。2年以上の御経験を持っていらっしゃる方は20%強で、それ以外の30%は2年未満。全体として、こういう構造の方々を研修で認定するということを考えなければいけないということだろうと思います。

ということは、今も松村座長がおっしゃっていらっしゃるけれども、いろいろな専門性や経験を持った人が来られているということ。ここから研修カリキュラムを組み立てるのに何が大事かという、やはり放課後児童支援員としてのアイデンティティをきちんと持てる科目にするということ。学校の教員を経験していらっしゃる方、あるいは保育所の保育士を経験していらっしゃる方、幼稚園の教員を経験していらっしゃる方がいても、放課後児童クラブの業務とは異なるわけです。基礎的な専門性はもちろん大切なのですが、放課後児童支援員としてのアイデンティティを多様な専門性と経験を持った方がいけば共有できるということがとても大事なことだと私は思います。

もう一点は、いろいろな専門職は専門職倫理を持っております。それはとても大切にしなければならないことですが、違う専門職倫理を持つ方が社会福祉士にもいますし、保育士や教諭がいます。そういう意味では、クラブの専門職倫理といいたいでしょうか、職業倫理、あるいは役割というものをしっかりと押さえておくことが大事だろう。

ということは、今、申し上げたアイデンティティが大事だということにも関連しますが、クラブの意義や内容、あるいは放課後児童支援員の業務とは何かということについて共通理解が得られるような、そんな科目構成にすることが大事だろうと思っています。

そのために幾つか論点を考えていくと、まずは、クラブというのはどんな力量が必要なのかということを押さえないといけない。その一つの素材として、こちらの参考資料3の、先ほど野中委員から御紹介があった「改訂版・放課後児童クラブガイドライン」で、13カテゴリー38項目にわたって、放課後児童クラブというのは一体何をやる場所なのかということをもとめてあるので、これが一つベースにできるのではないかと1点目です。

その中で、放課後児童支援員の研修の中身として考えると、1つは、生活と遊びということが欠かせない。それから、ソーシャルワーク的な視点がどうしても欠かせなくなる。もう一つは、学校や保育所と違うところは、保育士や学校の先生は校長先生や教頭といっ

たいわばアドミニストレーションの専門職がいるということです。放課後児童クラブにはそうしたアドミニストレーション、運営管理の専門職という人がいないところも多いということを考えると、一定程度このアドミニストレーションの科目を入れておかなければならないだろう。子どもに向き合うだけではなく、全体の運営管理ができる資質が必要になってくるだろうということが言えるかと思います。

2つ目は、いわばどんな力量が必要かというところで科目を考えるということ。

2点目は、アイデンティティが持てるような研修。先ほど申し上げたことです。つまり、放課後児童支援員として共通のアイデンティティが持てる研修が必要。これは、クラブの意義とか職業倫理とか、そういう科目が必要になるだろう。

3点目は、既存の研修や養成のカリキュラムは一定程度視野に入れておく必要があるだろう。野中委員から御報告がありましたように、自治体等の研究成果を見た上でまとめられた資料4については、非常に貴重な資料になるだろうと思います。

もう一つ必要なのは、他分野の養成課程がどうなっているのかということ視野に入れておかなければいけない。これは、時間数等を考える上でとても大切なことではないかと思えます。例えば、お隣の尾木委員は家庭的保育者の養成をしていらっしゃるんですが、家庭的保育者の養成は、20時間プラス初任者の場合は実習・見学を含めて2日以上ということでお聞きいたしました。それ以外に、こういう実務経験者を有資格者にしていくための研修として、児童発達支援のサービス管理責任者、障害児の相談支援専門員、こうした資格がありますので、こうした資格の場合に大体どのぐらいの時間数をしているのか。つまり、経験者であり、かつ、有資格者に対して研修をして認めていくもの、資格として認めるもの、これが放課後児童支援員ですので、それにならって他の分野でどのぐらいの時間数をしているのか。たしか私の記憶では、20時間から30時間ぐらいだったと思っています。これは後で事務局のほうで整理して、次回にでも出していただければうれしいなと思えます。

4点目は、新しいこと、つまり、今回の法改正で新しく加わったことは何なのかということ念頭に入れなければいけない。これだと高学年の話になります。つまり、4年生、5年生、6年生のところ。前思春期から思春期に入っていく。特に女の子の場合はその時期が早い可能性がある。そうすると、高学年の発達と支援についての視点も研修の中で考えていかなければならないだろう。

最後、5点目は、現在の状況を見ると、障害を持った子どもたちへの支援、虐待など家庭環境が不十分な子どもたちなど、特別な配慮を必要とする子どもの家庭に対する支援は、これも制度がどんどん変わっていきつたりしますので、一定程度必要だろう。

最後に、今、野中委員やほかの委員からもお話が出ておりましたが、実習をどう考えるかという話です。つまり、経験者の場合はそれを免除するけれども、初任者の場合は実習を入れていくとか、そうした実習をどう考えるのかということについても考えが必要ではないか。

以上の6点を視野に入れていかなければならないのではないかと思います。そんなことを考えながらお話を伺っておりました。

私からは以上でございます。

○松村座長 非常に的確な整理と大事なことを指摘していただいたと思いますので、これに沿って議論をしていけばいいのではないかと思います。

まず、他分野の養成についての整理は事務局で次回までをお願いいたします。

○為石育成環境課長 はい。事務局で整理して、また提出させていただきます。

○松村座長 今、柏女委員から御指摘のあった、クラブにはどんな支援員というか、力量が必要なのかというようなこととか、具体的に科目についても少しサジェスションがありました。

2点目として、アイデンティティというものをどのようにつくっていくかということ。ほとんどは既存の養成課程を経てきている人が多いので、それとの整合性をどうするかということ。

それから、法改正で新しいことが加わったので、それに対する対応、また、特別な配慮が必要な子どもたちに対する対応・科目、また実習をどうするかというような、ここで考えていかなければいけないいろいろな数字を示していただいたと思います。

どの点からでも結構ですので、私はこの点についてはこのように思うとか、もっとこういう点も必要なのではないかということもあると思いますので、どうぞ御意見をいただきたいと思います。

依田委員、いかがですか。

○依田委員 研修は、基本的にはOFF-JTをイメージしていくということによろしいのですよね。わかりました。

採用前の方々も研修対象となって、インターンシップが付加されるならば、実習の時間数、内容などもこの検討の中に入ってくるのかなと考えながら聞いておりました。特に強い意見はございません。よろしくをお願いいたします。

○松村座長 ありがとうございます。

私も、今、おっしゃったことがちょっと気がかりになっていて。もちろん、現行の移行期において現任の人たちをどうしていくかということと同時に、これから放課後児童クラブが広がっていくときに、例えば、資格は持っているけれども初めて入ってくるという人もいますので、その辺の研修の体系みたいなものは考えておく必要がありますね。

ほかにはいかがですか。

○尾木委員 確認をしたいと思っていることが2点あります。この研修に関してガイドラインが決まったところで、今年度の後半からスタートしていくことを想定して計画を進めていくかということ。

もう一つは資格認定ということなのですが、全国共通のものとしていくとしたら、もし静岡県でこの研修を受けて、その後、東京に引っ越してきたときに、そのまま、私は

もう研修済みですということはどうやって証明するのか。登録制にするのか、証明書をもっておくのか、そういうところまで検討しておかないとならない。そのことに加えて、起こりそうなのは、例えば30時間の研修だとしたら、30時間を一度に全部受けられないので、何回かにわたって受けていく方が結構多いのです。それが1つの自治体の中であれば、この間の何回のかという記録が残っていると思うのですが、転居したときとかにそれをどう認めていけるのかということが課題になってくると思うのです。その辺の仕組みづくりも検討する必要があるのかと思っています。

それから、私は今、家庭的保育の研修に携わっているのですが、研修を導入するにあたり、対象をどうするかが検討されました。既存の保育者もたくさんいましたが、全員に受けてもらうことになりました。保育士資格を持っていようが、保育所の勤務経験があろうと、園長までやった方もいますけれども、補助者の方も含めて、全て同じ研修を受けてもらうことにしました。その中で、このことは学んでいるから必要なかったという反応をされる方は全然なくて、改めて学び直しになったということ。特に家庭的保育に関しては、法定化により、それまでの捉え方とはかなり変わりましたので、その辺の目的や役割から既に実施している人にも学び直してもらう必要もあったのです。新規に保育を始める方たちにとっても、今行っている、20時間の研修の中で無駄な研修は1つもないと思っています。

それから、大体4日間ぐらいで、1日せいぜい6時間ぐらいやるのが目いっぱいです。ふだん、学校で勉強している人たちではないので、6時間で限界かなというぐらいなのです。モデル研修をやったとき、90分の講義もつらいと言われて、なるべく60分で終わらせるようにして、そして、演習とか聞くだけではなく、受講者が参加して行うものは90分でも2時間でも大丈夫なので、そういうものを組み合わせるようにしています。その4日間の研修の中で、最後のほうは見事に変わるのです。先ほど柏女委員がおっしゃったような、その職種のアイデンティティを共通に持つということが最後のほうによくあらわれてくる。振り返り記録も毎日書いてもらっているのです、そういうのを読んでもみると、この人は最初に参加したときと明らかに変わったとわかりますし、みんなで一緒にやろうという気持ちも高まってくる。そういう意味でも、どういう科目を入れていくか、それを効果的にやる必要があると思います。

○松村座長 ありがとうございます。

今、大きく3点御指摘があったと思いますが、1点目の、どの時期からというのは事務局からお答えいただけますか。

○為石育成環境課長 研修のスタートの話ですけれども、基本的には27年4月以降ということで考えております。ただ、一斉に都道府県に実施していただくためには準備が必要ですので、そのためにできるだけ早くお示しをして準備を整えていただいた上で、27年からスタートを切らせていただきたいと思います。と思っています。

○松村座長 ありがとうございます。

2点目も、私も非常に重要だと思うのです。実際に放課後児童支援員、指導員の方たちは5年ぐらいで相当替わっていかれる。その中には、辞める方もいるかもしれないけれども、移っていく方もいるという意味で、この資格を普遍化していくためには、今、尾木委員からあったように、あるところで受けたものがもう生きないというシステムではなくて、生きていくシステムがつくられればよいと思います。これについての見通しはいかがでしょうか。

○為石育成環境課長 現時点で完全に整理したわけではないのですが、まず1つは、研修を受けていただいたら、当然、受講修了証というのが必要になってくるだろう。それは実施主体からの発行という形になりますけれども、同時に名簿で整理をしていただくことも必要なのではないかと考えております。修了された方については名簿照会ができる体制づくりも用意する必要がありますのではないかと考えております。

○松村座長 ありがとうございます。

今までも、静岡などもその先端だと思いますが、クオリティーの高い研修をしていらしても、やはりそれは静岡の例だったのが、今度、国が認定研修というシステムをつくるということは、ある程度のラインに沿ってどこでも通用する形の仕組みを考えていければ本当にいいですね。またほかに意見があると思いますが。

3点目は、ぜひここで皆さんに御議論いただきたいのですが、柏女委員もおっしゃっていただきましたけれども、いろいろなことをいっぱい勉強してきているし、経験もあるのだけれども、放課後児童クラブでアイデンティティを持つための知識だけではなくて文化なのだと思うのです。そういうクオリティーをどのようにつくっていくかということは、研修の中で、具体的には基礎科目みたいな形になるのかなと思うのですが、それはどんなにいっぱい勉強してきた人も受ける。時代も変わっているし、様子も変わっているし、何よりもクラブという状況はほかと違うという場所。その構造をどのようにつくっていくかですね。研修のシステムは10科目、15科目あるのをどれでもいいという形ではなくて、これは誰でも受けるもの、これは少し読み替えができるものは必要かと思えます。

池本さん、教育に関心があるようですけれども、この辺は実際に見ていらしたりすると思えますが、どうですか。

○池本委員 私は、そういう指導員の養成とか資格とかいうことを、今回参加させていただいて、むしろ勉強させていただくという感じなのですが、利用者の立場から見て、こういう指導員さんだったらいいなと思う観点から、具体的ではないのですが、感想のようなことを幾つかお話ししたいと思います。

1つは、指導員さんは、子どもたちの午前中の学校での様子をどこまで把握されているかということがちょっと気になります。今回、学校との連携ですとか、そういうことがあると思うのですが、そのことの科目みたいなものとかも必要なかなということが保育士との違いで感じたことです。

もう一つは、今、保育所の方が一番やってほしい研修ということで、保護者の対応が上

がってきています。もちろん、そういったものもされるということなのですが、支援するというのではなくて、親とどう対等に対話するかとか、親とどう連携しながらレベルアップしていくか、そんなことについての研修も今後やっていただけないかなというのは利用者から見て思います。

例えば、娘の学童保育で、親がボランティアをやりたいのですと言ったときに、そういうことが想定されていないのです。親が子どもを見られないから預かるのであって、そこに親がボランティアで来るということがイメージされていない。結局、それは必要ないとか、そんな形になってしまったこともあるのですが、そのようなときに指導員はどうするか。あと、親の状況も、支援が必要な人だけではなくて、モンスターペアレントではないですが、要求の高い人とか、そういった多様な親に対してどうやって対応していくかといったことも恐らく現場の方は悩まれているので、そのあたりも必要かなと思います。

もう一点は、学校教育と放課後での子ども観の違いとか。あと、最近気になっているのは、学校教育では子どもの権利が全面に出ていなくて、親に対しても、子どもの権利条約のことが、ほかの国と比べると余り知らされていないという実態もあるのです。支援というよりは、子どもが意見を言えるとか、そういったところの考え方も改めて勉強する機会があればかなと思います。

私は、イギリスのことを調べていたときに、イギリスのある学童保育には子ども会議があって、そこで子どもたちが意見を出して、おやつをどうするかとか決めて、それに沿っておやつが変更されたとか、そんな事例が幾つもあったり、イギリスは子どもの意見を聞くことをとても重要視しているのです。私が見てきた日本の学童ではそこが余り強調されていないのですが、今後はそんなことも必要かなと。子ども観とか子どもの権利について、特に子どもの参加というところについての研修も親としては期待しているところです。

あと、これは質問になってしまうのですが、国では放課後子ども総合プランですか、もっと学校と一体化しようということをやっています。あと、児童館というところも子どもの放課後の場所としてはあるのです。うちは世田谷区ですが、世田谷区だと、学童保育の指導員の方が学童クラブに所属していない子どもも一緒に見ているという状況もあるのです。そういった場合に、そのまざったようなものとか、あと、児童館で指導する人の研修とはまた別なのか。その関係について質問させていただきたいと思います。

○松村座長 どうもありがとうございます。

実体験も踏まえて非常にいいコメントをしてくださったと思います。今、お聞きしていて、多分、後で議論が出てくると思いますが、先ほど柏女委員がアドミニストレーションの力が必要ということをおっしゃられたけれども、それに加えて、ほかの人を活用していく、学校の先生だとか、地域の人だとか、親とか、そういう人を活用していく連携の力みたいなものもすごく必要なのです。ですから、これから数が限られている中で、これもしなければ、これもしなければという要求ではなくて、全体としての仕組みをどうつくっていくかみたいなことがあれば、かなり活性化するような気はします。

今、質問のありました放課後子ども総合プランの研修とこの研修について御説明をお願いします。

○為石育成環境課長 放課後子ども総合プランもこれから進めていきますし、現実に児童館でも一般の子どもと放課後児童クラブを設置して一緒にやっているというところで、職員の人たちとして共通的に子どもとのかかわりを持っている部分と、先ほどから児童クラブの職員の人たちに求められるものの中に、池本委員がおっしゃったように、家庭との連続性の問題があったり、学校との連続性の問題があったりしながら、子ども自身とのかかわりをどうしていくのかというところに放課後児童クラブとしての非常に大きな機能があるのだと認識していますので、共有できる部分はできるだけ共通の研修会の中で同じように学ぶことが必要なと思います。

子ども遊びの実態を見ている、基本的に遊びに対する技術系というのはある程度共有認識を持ちながら進めていくということがございます。また、障害児、発達障害に対して、その子のフォローをどう進めていくのか。例えば、クラブの中でほかの子どもとの関係をつくりながら、障害児と一般の子どもが支え合って環境をつくっていくというような形ものは、学校でも特別支援教育があるので、そういう場としての共有化みたいところは多分あると思うのですが、それを家庭との連続性であったり、個々の子どもの問題として捉えたときにどんなかかわり方をするのかというのは、放課後児童クラブの職員に求められる問題であったり、そこら辺は特有の問題として研修の中に入れていく話ではないかと思います。

放課後子供教室あるいは児童館の職員の人たちは地域の中に一步入っているの、求められるものが少し違ってきているのではないかという面はあるのですが、今後、放課後子ども総合プランの中で進めていく放課後子供教室について、放課後は体験の場であったり、学習の補てんであったり、そういうことを中心にした活動の中で子どもたちにかかわっていただくことになりまして、放課後児童クラブの子どももそういう面は利用させていただく。ただし、放課後児童クラブの子どもたちは家庭に帰れないという環境があったり、学校あるいは家庭であったいろいろな問題に対してそれぞれ支えが必要な部分があったり、そういう部分は放課後児童クラブ特有の仕組みの中でしっかりと研修体系を組んでいく必要があるのではないかと考えています。

○松村座長 ありがとうございます。

何か悩ましいのです。前の委員会でも、結局、その一体化か総合化かとか、連携をどうするかとか、いろいろな議論がありましたけれども、研修もどうしていくかということは、池本委員が言われたように、そこともかかわってきますね。

どうぞ。

○野中委員 今の御発言と重なるような気がして発言を求めたのです。

今回のこの検討会での主要な課題は、認定研修としての都道府県の研修ですが、タイトルは「放課後児童クラブの質の向上のための研修」となっていて、これは全くイコー

ルではないということではあるのですが、重なっていると私も思っています。

市町村の研修は市町村の自主性に委ねられている実態があって、都道府県としての研修なり政令市の研修というのは情報収集できるのですが、その市町村の部分というのはまだ把握されていないところがあるわけです。実は重要なのはそういうところで、市町村の中で、基礎的な部分、資格の有無にかかわらず、とにかく勤めたらこういう研修はちゃんとやるというようなことが定着していくことと、都道府県として認定研修が整備されていくということ、そのほかに、例えばいろいろな民間団体等の協力もあっていいと思うのですが、スキルアップのための研修だとか、そういうものを含めたさまざまな研修、今も指導員と保護者の方が共同で地域の学童保育連絡協議会等で継続的な研修などもされているのです。そういうことも含めて、日常的に向上を図るための研修をトータルで視野に入れておきながら、ここの中で直接扱うのは認定研修であり、市町村としての基礎的な初任者研修でありということの整理をどこかで一度したほうがいいのではないかと思います。そうしないと、認定研修に指導員のスキルアップの課題が全部重なってしまうわけです。

ただ、今の状態からすると、資格を取りたいということの中で、都道府県の研修に対する希望というのは、今、何万人もいる指導員の中でまず取りたいということが起きるので、キャパシティとの関係で交通整理をしなければいけない問題が物理的に起きます。単純に密度を上げようとする、大規模では難しいわけです。そういう点でいうと、一定の規模の中でやると考えますと、ここだけに全てを重ねていくというのは難しいと思いますので、きょうの課題ではないと思うのですが、どこかでそういう整理もしながら、クラブの質の向上のための研修という視点を共有しながらすみ分けを図ることが必要なと、今、お話を伺いながら思いました。

○松村座長 ありがとうございます。

堀内委員。

○堀内委員 今の野中委員に全く賛成です。

と申しますのは、市町村でやっている研修については、十分把握できていないのが実情です。ただ、最も基礎的なところをやっているということで、本県では99.8%ぐらいのクラブで実施をしています。

今までの自治体の研修についてちょっと考えてみますと、モデルとなるカリキュラムがなかったものですから、とりあえず目の前の困っていることをテーマにしてやってきたということと、指導員が実際の仕事を抱えながらで時間的に制限があるということ、1日ないし数時間という短い時間の中で研修をやろうとしていたところがあると思います。

そういう意味で、最初、野中委員の御説明にもありましたけれども、体系的な研修を示されるということは非常にありがたいことで、それがまた全体の認定研修、それから市町村の研修全てを含めた体系をまず示していただいて、その中のカリキュラムのモデルのようなものが示されていくということは、都道府県だけでなく、市町村において研修を考

えていく上でも非常に大切なことかなと思っております。

ただ、来年度からの実施ということを考えますと、この委員会でそういうものが示された場合、特定の講師に集中していくというところもちょっと心配になるものですから、直営でやるのか、委託かという問題もあろうかと思いますが、すぐに来年度から実施ということも考慮しながら検討されていく必要があるかなと思っております。

○松村座長 重要なことをありがとうございます。

○柏女委員 今「主な論点について」の○の1つ目と2つ目あたりに議論が集中しているのですけれども、考えなければいけないのは、一番下の論点「認定研修の実施方法（直営、委託等）について、どのように考えるか」ということ。今、堀内委員もおっしゃられたのですけれども、この直営、委託だけではなくて、つまり、これは実施方法ですけれども、それ以外に、例えば費用負担の話はどうしたらいいのか、研修に出ている間の代替職員の雇い上げ等についてはどう考えたらいいのかとか、すぐには難しいとしても、こうした研修を行うことに伴うさまざまな課題についても論点としては取り上げておかなければならないのだらうと思います。

それから、その上の「認定研修を担当する講師の質や人材の確保」のところでは、講師の質の問題と同時に、そこで何をしゃべるのかというシラバスですね。例えば90分なら90分、60分なら60分の講義形式でやるとした場合に、どのような話をそこでしていただくのか。大学のシラバスほど詳しくなくても、一定程度、このような内容については含めてくださいといったものは大事ななと思いました。

それから、ここの論点にはないのですけれども、今、出ていた話を考えますと、尾木委員がおっしゃった資格の登録管理のあり方をどうしたらいいのかということです。例えば、児童指導員については任用資格ですので、登録管理はどこでもしていないわけです。大学の中で卒業証明証を渡せば、それわかるということですし、そこで何かがあった、つまり信用失墜行為が起こったり、守秘義務違反が起こったとしても、その任用資格が取り消されることはないわけです。でも、保育士は、都道府県登録ですけれども、法定の国家資格ということになりますので、これは信用失墜行為の禁止をすれば、知事から資格の取り消しが行われるわけですし、それは取り消されればほかの県でも通用しない。

でも、放課後児童支援員の場合はどうするのか。今、為石課長のお話でも、何らかの登録というか、県で受講証明書を出すということですが、それがどのような効力になるのか。他県でも通用するものとした場合に、例えば、その県で信用失墜行為が行われて免職になり別の県に移ると、そのときに認定取り消しの規定がなければそのまま他県でも仕事ができるという話になります。児童指導員と一緒に。そういったことをどう考えたらいいのかということのを少し整理しておかないといけないかなと。つまり、他の資格との並びですね。家庭的保育は、個別の事業者ですので、それがあれば事業そのものを取り消されるということなので余り参考にはならないと思うのですが、その他の任用資格でどうなっているのか。例えば、障害児相談支援専門員などはどうなっているのか。そうした

ところを少し検討しておくことが必要ではないかと思いました。

以上です。

○松村座長 ありがとうございます。

具体的なイメージがだんだん湧いてきたと思います。1点目の直営委託だけではなくて、研修を行うことに伴う費用とか、代替要員とか、そこが実はネックになって研修に出せないというようなことがいっぱい起っていると思うのです。ですから、そこをどうしていくかということも大事です。特にシラバスの点で、私も、老人介護やほかの分野での研修などもしてきたのですが、同じような科目でも人によって全然違う話をするのです。そうすると、堀内委員が言われたように、誰かこの人となったら集中してしまって人が足りなくなる。やはり、誰がやってもある程度共通に伝えられるというシラバスの要点みたいなものをかなり細かく、教科書とは言わないけれども、何か要りますね。どこを絶対にしゃべらなければいけないというようなこと。

2点目の資格管理の点も非常に重要だと思いますので、事務局でもぜひ御検討いただきたいと思います。

ほかに。

依田委員はどうですか。

○依田委員 認定研修の実施方法はやはり気になるところでして、直営か委託か。静岡県さんが75時間もの時間をかけて講義の研修をされていらっしゃる資料を見て驚いているのですが、都道府県によっては直営でやり切ることもできないところもあるのだろうと考えたときに、委託する際のルールといいますか、言葉を選ばず申し上げますと、丸投げのような形での委託などにならないような一定の方向性をお示しできるものがあるといいのかなと思いました。

○松村座長 ありがとうございます。

非常に重要で、余り規制してもいけないだろうし、丸投げでやればいいのかというだけではだめだろうし、そこは非常に工夫の要るところだと思います。やはり実現可能性がなければいけない。けれども、現実に流れてはいけません。「質の向上」ということがタイトルになっているということは、これから放課後児童クラブを発展させていく、水準を上げていくということが大前提です。しかし、理想の形だけでは現実回っていかないということになるので、なかなか難しいところだと思います。

では、時間が来ましたが、一言ずつでも何かありましたら、マイクを回していただいて、今日の感想でも、次回への注文でも結構です。

柏女先生、いかがですか。

○柏女委員 この放課後児童支援員の研修ガイドラインについては、4回ということですので、そうそう詰めた議論はできないかなとは思いますが、今後の課題も含めて、いわばこの資格についての論点だけは洗い出しておいたほうがいいかなと。研修カリキュラムを決めることが一番大事だとは思っていますが、それ以外に付随するものは、

いわば宿題として、この検討会として報告書の中にメモで残しておくことが大事かなと思いました。

もう一つは、質の向上にはどうしても待遇の向上ということが絶対に欠かせないことでもあります。ここではその議論はなかなかできないわけですが、この中で議論したことを実現できるための対応の問題についても、この委員会から子ども・子育て会議等に、あるいは今後始められるであろう子育て支援員の共通研修とか、補助員の研修のところなどにもかなり意見を出して行ってアピールしていくということが大事かなと思いました。

まさに先ほど座長がおっしゃったとおりで、厳しくし過ぎてもならないし、逆に、余りに軽いものであってもならないとは思っておりますので、そのバランスのとり方かなと思っています。

私からは以上です。これから議論ができていければと思います。

○尾木委員 委員の皆様の御意見をお聞きしながら、全体的な体系をつくるということがまず大事なことかなと思いました。多分、それと同時並行で、どの段階でやるかということを検討していくことになると思うのですけれども、認定研修の中でやること、現任研修としてやっていくことが多分重なっていて、それをどちらでやるかとか、そういう検討も出てくるかと思えます。多分、到達点というのではなくて、現任者の方もずっと学び続けるわけですから、ここまで終わったら全部終わりではないと思うのですけれども、トータルを視野に入れるということが大事なことだなと今日は思いました。ありがとうございました。

○池本委員 最後に2点だけ質問が残っているのです。

先ほど講義を聞くという研修のイメージだったのですけれども、最近、学習のやり方というのは、ネットやパソコンに向かって画面で見るといった技術を生かしたやり方、特に遠方から出てくるという負担のことなども考えますと、そんな方法も活用できないか。その辺も想定できるのかなと。今回で解決するかどうかわからないのですけれども、そんな技術もどんどん進歩していて、子どもの勉強方法も変わっているので、それを研修にも生かせるかなと思いました。

あともう一つは、放課後児童クラブの職員になろうと小さいころから目指すような子どもたちは、保育士だったら大学に行ってしまうというのがあると思うのですけれども、これはそれとは別なのか。資格は特に設けずに、指導員の研修だけで行くという理解でいいわけですか。放課後児童クラブ指導員になろうという人は、特にそれ用の大学のほうのカリキュラムがあるわけではなくて、何かほかのものを取って卒業してから別途指導員の研修を受けるのか。あるいは、大学の中でそういった研修を受けられるようにするとか、これから目指す人たちにとってはどんな仕組みがあるかというイメージが描けていなかったのですみません。

○松村座長 いろいろな議論があって、大学でもそういうカリキュラムをつくっているところもあると思います。ただ、国としてはどうなのでしょう。

○為石育成環境課長 新しい資格制度という観点でいくと、現在の段階は、今までなかったものに一定の水準と、こういった資質を求めるかというところの段階になりますので、今後、こういったものが成熟した段階で位置づけという問題がまた出てくることはあるとは思いますが、現状としては、今の認定研修の中でどの程度の水準を確保するかというところになるのかなと思います。将来的な課題になってくるのではないかなとは思いますが。

○松村座長 ありがとうございます。

○依田委員 全国の放課後児童支援員を対象とした悉皆研修を考えれば、当然、導入期はかなりの混乱も予想されるということを前提に、運用上の工夫なども加えて検討する必要があるのかなと思いました。また、私も研修現場に携わることがございますので、現場の方々にも、こういうところで議論されている科目、シラバスなどについても意見を聞きながら検討していくことができればと思います。ただ、現任研修などで研修テーマをお聞きしますと、今、直面する悩みについてテーマを設定する傾向があると思われまので、そこは行政の観点から、保護者の観点から、子どもの観点からという意見も、今、伺いましたので、さまざまな観点から研修の体系をお示しできるような検討になればいいなと思いました。期待しております。よろしく願いいたします。

○松村座長 ありがとうございます。

○堀内委員 今後、30万人分の子どもが放課後児童クラブに入れるようにするという国の方針も出ているということで、今、地方自治体では今後どうしていったらいいのかということに注目が集まっている状況です。ですので、場所も用意しなければならないという意味では、1つは学校との連携を考えているということ、それから、指導員をどうするかということも当然考えています。この検討会で検討される内容をすぐ来年度から実施ということもありますし、みんなが期待して待っているところだということで、そういう意味でも、私も不勉強ながら一生懸命考えを出しながらやっていきたいと思っております。ありがとうございました。

○野中委員 先ほど柏女委員が待遇の改善とセットでとおっしゃっていただいたことは、質の向上に関する研究をしていくときに痛切に感じたところでして、指導員の方の記述を見ますと、これを望むことができるのかと思うような実態というのがたくさんあります。そういう点で、子どもと指導員が落ちついてかかわりを持てる、あるいは子ども同士が落ちついた環境で過ごせるのは、省令はおおむね40人という数字を出しましたが、その大事さだとか、指導員が継続的に働き続けながら、継続しないとスキルアップの継続性というのは保てませんので、そういうことの大事さだとかを一緒に考える必要があると思います。その意味では、今回の職員の認定研修の問題というのは、省令全体の中に位置づけて考えるのが大事だなということを改めて思いましたので、そういう方向を考えたいと思うのが一つあります。

もう一つは、先ほど池本委員がおっしゃいました指導員の資質と技能の双方を専門教育

によって養成することの可能性については、この研究会の中でも検討させていただいたのですが、今のことと重なりまして、やっても、そこで働き続ける、それからスキルアップにつながるという状態にいかない。課題としては外さないほうが良いと思うのですが、少し時間をかけて、そちらにつながる方向にこの検討会が持っていけるような形、そういう方向につながるようなことが必要かなということも感じておりました。

そういう点で一番大事なものは、順番をつけるのは変なことなのですが、子どもが必要な期間通えるようになるために、その事業職員がアイデンティティを持って働く、そして、そのことを地域なり当事者も支えるということが前提になっている、それがないと持続しないと思うのです。そこにつながるような資格認定なり研修の大事さを柏女委員は7点おっしゃいました、とても大事なそのことをこの検討会を通して維持していきたいと思いました。

○松村座長 ありがとうございます。

ちょうど時間になりましたので、第1回の会議はこれで終わりたいと思います。2回目は7月の下旬に開催を予定していますので、ぜひまた積極的に御発言いただければと思います。個々の現場ではたくさんの指導員の方がすごい努力をされて、いろいろな実績を残しているし、子どもたちに光を与えていただいていると思います。それが30万人になっても、本当にそれがいい質のほうにそろっていくような動きができていければ、それは大きな希望だなと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

それでは、事務局から最後に今後の予定についてお願いします。

○竹中育成環境課長補佐 本日は御示唆に富んだ御意見、御議論ありがとうございます。今、座長からもありましたとおり、資料2の検討スケジュールに沿って進めさせていただきたいと思っております、御提出いただいております御予定のほうを確認させていただいて、少なくとも第4回のスケジュールまでは早急に日程調整させていただきたいと思っております。これにつきましては、早急にこちらのほうで案を送らせていただいて調整させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

日程調整の件は以上でございます。

○松村座長 よろしいですか。

では、これで終わりたいと思います。本当にありがとうございました。また次回以降、よろしく願いいたします。